

PARAMO DREAM CUP 2018

2018年9月30日(日曜日)

特別規則書

場所：筑波サーキットコース 1000

オーガナイザー：パラモモーターススポーツクラブ

本競技会は、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

DUNLOP PARAMO DREAM CUP 2018

第2条 競技の種類

四輪自動車によるジムカーナ競技

第3条 競技会格式

JAF 準国内格式及びクローズド格式 (D、F)

第4条 オーガナイザー

パラモモーターススポーツクラブ

第5条 大会役員

大会当日に発表

第6条 開催場所

筑波サーキットコース 1000

茨城県下妻市村岡乙 159

TEL 0296-44-3146

第7条 開催日時

2018年9月30日(日曜日)

集合 6:00

第8条 参加車両及びクラス区分

区分	車両	要件
BD 1	B 車両	1600cc 以下の前輪駆動車。
	D 車両	1122cc 以下の後輪駆動車、 四輪駆動車

BD 2		1601cc 以上の前輪駆動車
BD 3		後輪駆動車
BD 4		四輪駆動車

*D 車両の自走での来場は厳禁。

第9条 安全規定

- 1、4点式以上のシートベルトの装着を義務とする。ただし、ユニバケ装着車両は3点式での出場を認める。
- 2、前後牽引フックの装着(純正・社外品は問いません)
- 3、オープンカー等(車体の屋根が脱着、収納、開閉可能な車両)で、ルーフを開放して走行する場合は、4点式以上のロールバーの装着を義務とする。
- 4、両下肢に障害のあるドライバーがウィンドネットを使用することは出来ない。

第10条 タイヤ

- 1、第8条に記載のあるすべてのクラスにおいて使用可能なタイヤは、公道走行可能な一般市販ラジアルタイヤとし、下記に類する通称 S タイヤの使用も禁止とする。
- 2、大会期間中(練習走行等を含む)に使用できるタイヤは4本とし、タイヤトラブルが発生した場合は、競技長の許可を得た上で1本までは交換できる。

タイヤ製造者	ブランド名	使用不可タイヤ
ブリヂストン	POTENZA	RE-11S/RE55S
横浜ゴム工業	ADVAN	A050/A048/A021R
住友ゴム工業	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
東洋ゴム工業	PROXES	R888/R888R
ミシュラン	pirot	Sports cup
ピレリ	P ZERO	TROFEO/CORSA/C
クムホ	ECSTA	V710/V700
ナンカン	NANGKANG	AR-1
フェデラル	FEDERAL	FZ-201
Hoosier	Hoosier	スポーツカー DOT ラジアルタイヤ
ハンコック	Ventus	Z214/TD Z221

第11条 燃料

- 1、燃料は、一般のガソリンスタンドで購入可能なものに限られる。

如何なる燃料添加剤の使用は禁止される。

- 2、大会期間中の燃料補給は可能であるが、消防法に定められたガソリン用容器にて1車両あたり20Lを限度とし、その容器は主催者が定めた場所にて保管する。

第12条 運転補助装置

- 1、定義

ここでいう運転補助装置とは、運転操作又は乗降動作をする上でドライバーの障害を補完するために装着された、あらゆる装置、部品を指す。運転免許証に記載された限定事項については、走行中はこれを使用しなければならない。なお、簡易に脱着可能な手動式装置での参加は認めない。

- 2、運転補助装置の点検整備

運転補助装置、特にアクセルブレーキ、ハンドルに関する装置は重要保安部品に該当することから、大会前には製造メーカーや取り付け店舗等にて事前の整備点検を必ず行うこと。

- 3、運転補助装置の装備

参加車両に運転補助装置を装着することを認める。ただし、以下の要件のいずれかひとつを満たしていること。

- ① 自動車メーカー純正、もしくは専門メーカー製の運転補助装置であり、かつメーカーの指定又は推奨する取り付け方法で強固に取り付けられていること。
- ② ①で記述した運転補助装置の作動機構に対して改造を行った場合は、改造後であっても純正状態の作動機構が正しく動作する状態を維持していなければならない。
- ③ 自家製もしくは一般に市販されていない装置のみで操作する車両での参加は認めない。

- 4、運転補助装置の取り付け

運転補助装置やそれに付随する装置を車室内に設置する場合は、ドライバーの身体に接触する可能性のある装置の外観が鋭利な構造でないこと。特に前後左右からの衝突時にドライバーの身体に危害を及ぼすような取り付け位置、方法、外観は認めない。

- 5、座席

保安基準に適合する状態を常に維持しなければならない。また、身体障害の影響による乗降性や操作性を改善させる目的であっても、座席本体(シートレールを含む)への加工や改造は一切禁止する。

6、 身体固定に関する車室の改造
麻痺等のある四肢の一部が、加減速や旋回時に装置や車室と接触することがないよう、何らかの方法によって必ず身体部位を固定しなければならない。固定のために車室の改造をする際には、取り付け強度や取り外しの容易さ、身体を傷つける可能性がないこと等に十分配慮しなければならない。

7、 身体固定方法
車体と身体を固定する際に用いる固定具については、固定を解除させることが誰にでも容易に可能であり、かつ如何なる道具も用いることなくすばやく解除できる簡便な構造であること。マジックテープやワンタッチバックルなどが望ましい。紐で結ぶなど、迅速な固定解除が困難になる方法での固定は禁止する。また、固定具全体が服装色やシート色にまぎれて確認しにくくなること
がないよう、識別しやすい色であること。なお、車検時に固定具の位置、解除方法について技術委員に申告しなければならない。

8、 ペナルティ
第 11 条については、JAF 規定とは別にオーガナイザーが定めた、ドライバーの生命を守る上で重要な規定であり、違反が発覚した場合は失格を含む重大なペナルティが課せられることがある。

第13条 参加資格

- 1、 参加車輛を運転することの出来る公安委員会発行の有効（身体障害等に係る臨時適性検査等の免許手続きを完了している）な運転免許証を有するものとする。
- 2、 肢体不自由を事由とする身体障害者手帳を有する者。
- 3、 2018 年度有効の JAF 競技運転者許可証所持者で必要に応じたメディカル審査手続きが完了している者。ただしクローズドクラスはその限りでない。
- 4、 クローズドクラスへの参加には、パラモータースポーツクラブの「レーシング会員」であること。

第14条 参加申込及び問合せ先

〒198-0171 東京都青梅市二俣尾 3-960-2
TEL/FAX 0428-78-7330

第15条 参加料

20,000 円/1 名（消費税込）

第16条 参加受付期間

2018 年 8 月 1 日～9 月 10 日

第17条 参加申込方法と受付

- 1、 WEB フォームより申込し、申込後に指定口座への参加費振込みとする。
- 2、 オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否できる。この場合参加料は返送料と事務手数料の合計 1,000 円を差し引いて申込者へ返金する。なお、正式受理後の参加料は、本規則 32 条を除き、如何なる理由であっても返金されない。
- 3、 車輛名は 15 文字以内でかつ車両モデル名を必ず挿入しなければならない。

第18条 車輛及び運転者の変更

- 1、 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
- 2、 車輛変更は、正式受理後は原則として認められないが、車輛トラブルなどやむをえない事情がある場合のみ、参加受付終了時刻までに、大会事務局に変更車輛の必要書類（車輛改造申告書等）を提出したもののについてのみ、審査委員会の承認を得て同一クラスに限り出場を認める場合がある。

第19条 ゼッケン

- 1、 ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し、車輛の前部左右ドア内に貼付することとする。
- 2、 走行中にゼッケンが脱落しないよう、強固に貼付すること。なお、決勝走行中にゼッケンを脱落させた選手の当該ヒートの記録タイムは抹消される。
- 3、 ゼッケン番号はオーガナイザーが指定する。なお、2018 年については 2017 年度優勝者が「ゼッケン 1」を使用する権利を保有する。

第20条 障害部位ステッカー

ドライバーの身体障害の部位をレスキュースタッフへ確実に伝達する目的で、オーガナイザー指定のステッカーの貼付が義務付けられる。なお、貼付場所、運転席及び助手席側ドアノブ付近とする。

第21条 車両検査(以下車検という)

車検は参加が認められた車輛が 2018 年 JAF 国内車輛規定第 3 編に適合していることを確認するために実施する。

- 1、 車検はタイムスケジュールに従って指定する場所で受けなければならない。その際にはバッテリーターミナルの接触防止措置及

び装備品を掲示すること。

- 2、 技術委員長は、不相当と判断した箇所について修正を命じることが出来る。修正を命じられた車輛は再車検を受けなければならない。
- 3、 車検終了後は、軽微な作業（車体の一部の脱着を伴わない作業）を除き、変更、交換作業は技術委員長の承諾を必要とする。
- 4、 参加者は、競技役員のために対して、公認書又は諸元表を随時提示できるようにしなければならない。
- 5、 技術委員長は、車検の時間以外であっても、随時必要に応じて競技車輛を検査することができる。

第22条 再車両検査

- 1、 競技終了後、入賞車輛は車輛保管の上で再車検を受けなければならない。その際に行われる可能性のある分解、取り付けに必要な工具、要員等は参加者が用意しなければならない。
- 2、 車検、再車検を拒否、または受験しなかった場合は、出走拒否、又は失格とする。

第23条 フィジカルハンデ

ドライバーの身体障害の部位や状態に応じて、走行タイムに加算、又は減算される「フィジカルハンデ制度」が適用される。

- 1、 本制度は身体障害の部位や状態による不公平を低減させる目的において適用されるハンデ制度である。
- 2、 基本的に使用する運転補助装置の種類による分類であり、同一の程度の身体障害であっても、使用する装置に違いがある場合ハンデタイムに差異がでる。
- 3、 使用する運転補助装置は、申込時に各参加者が自己申告し、車検、再車検で確認される。また、練習走行を含むすべての走行セッション中は、申告された補助装置を装着し、また操作しなければならない。
- 4、 フィジカルハンデの具体的な数値については、以下のとおりとする。

F カテゴリ	運転補助装置の種類	該当する主な障害部位	減算タイム 1 ヒートあたり
A-1	装置なし	聴覚障害他	0 秒
A-2	装置なし	義手・義足	-0,5 秒
B-1	手動ブレーキアクセル	脊髄損傷他	-1,2 秒

	(上肢障害無)		*-0,6秒
B-2	手動ブレーキアクセル (上肢障害あり)	頸椎損傷他	-3,0秒 *-1,5秒
C-1	左アクセルのみ	右下肢障害	-1秒
C-2	左アクセル+ 旋回グリップ	左右片麻痺	-2秒
D	旋回グリップのみ	片上肢障害	-0,5秒
E	ペダル延長 装置	低身長他	-2秒

*旋回グリップを使用しない場合の減算タイム。

スタート

- 1、スタート方法はランニングスタートとする。
- 2、スタート順はゼッケン番号順とする。
- 3、スタート手順の詳細は別途公示する。

第24条 競技

- 1、参加者及びドライバーはドライバーブリーフィングに必ず参加しなければならない。
- 2、練習走行を行う場合があり別途公式通知により通知する。
- 3、競技走行は2回（第1ヒート、第2ヒートと呼ぶ）行い、ベストタイムを走行タイムとする。なお、競技コースについては別途公式通知にて事前に通知する。
- 4、競技会審査委員会は、荒天その他の影響により、安全な競技運営が出来ないと判断した場合において、決勝ヒートを1回で打ち切ることが出来る。

第25条 棄権（リタイア）

- 1、競技を棄権する際には競技役員に対してリタイア届けを提出しなければならない。

第26条 計時

- 1、計時は競技車両が最初にコントロールラインを通過して時点より開始され、最終のコントロールラインを通過した時点で終了する。
- 2、計測はサーキット常設の計時システムを使用する。

第27条 信号合図

- | | | |
|----|-----|-----------|
| A、 | 日章旗 | スタート合図 |
| B、 | 黄旗 | パイロン接触や脱輪 |

- | | | |
|----|--------|--------|
| C、 | 黒旗 | ミスコース |
| D、 | 緑旗 | コースクリア |
| E、 | チェッカー旗 | ゴール合図 |

第28条 順位認定

- 1、競技は第1ヒート第2ヒートの2回行い、より速いヒートの走行タイムに、第20条の「フィジカルハンデ」を加減算し、その数値をドライバーの記録タイムとする。
- 2、同タイムが複数の場合は、次のとおり順位を決定する。
 - ① セカンド記録タイムの速い選手が上位
 - ② 排気量の小さいほうが上位
 - ③ フィジカルハンデが大きいほうが上位
 - ④ 競技会審査委員会の決定

第29条 タイムペナルティ

- 1、反則スタート 走行タイムに10秒を加算。
- 2、パイロン接触（1本に対し） 走行タイムに5秒を加算
- 3、脱輪（タイヤ1本に対し） 走行タイムに5秒を加算

第30条 罰則規定

不正行為の他を行った場合は、競技会審査委員会の決定により参加者及び競技運転者に対して以下の罰則を課す場合がある。

- ① 訓戒
- ② タイム抹消
- ③ 失格
- ④ 出場停止
- ⑤ 会員資格の剥奪

第31条 抗議

参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断された場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本規則に規定された抗議は受け付けられない。

- 1、抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し、抗議料として1件につき20,900円を添えて競技長に提出しなければならない。
- 2、競技会審査委員会の裁定結果は、競技長より当事者に口頭で伝えられる。
- 3、抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。
- 4、車輛の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この際、車輛の分解に要した費用は技術委員長が裁定する。

- 5、コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第32条 抗議の時間制限

- 1、技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2、競技中の過失又は反則に関する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内とする。
- 3、競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内とする。
- 4、その他の抗議の時間制限については、国内競技規則12-3による。

第33条 損害の賠償

- 1、参加者及び競技運転者は、参加車輛およびその付属品が破損、紛失、盗難の場合、理由の如何に関わらず責任は各自が負わなければならない。
- 2、参加者及び競技運転者が、コース設備並びに競技会の備品に損害を与えた場合は、その損害賠償を負うものとする。
- 3、参加者及び競技運転者、ヘルパー（サービス員）、及びゲストは、JAF及びオーガナイザーの大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。すなわち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその役務によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車輛損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第34条 競技会の延期、中止又は短縮

- 1、保安上又は不可抗力による特別な事情がある場合は、当該競技会審査委員会の決定によって、その競技会を中止、または短縮することが出来る。中止の場合は、参加料は事務手数料1,000円を差し引いた金額を返還される。
- 2、本特別規則書における競技会の中止の判断は、参加受付開始時刻以前の時点で行うことと定義する。

第35条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるかないかに関わらず、競技として成績判定可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第36条 賞典

- 1、賞典の内容については別途公示する。
- 2、各クラス2台に満たない場合、そのクラスは不成立とし、他のク

ラスに編入する場合がある。

第37条 公式通知

公式通知は、それを示す範囲において、すでに示されたすべての指示に優先する。

第38条 本規則の解釈及び違反

- 1、本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 2、本規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。

第39条 本規則の施行及び記載されていない事項

本規則に記載されていない事項は、JAF 国内競技規則及びその付則に準拠する。

大会組織委員会

パラモータースポーツクラブ

198-0171 東京都青梅市二俣尾 3-960-2

0428-78-7330